

事務連絡
令和7年3月8日

地区薬剤師会 御中

公益社団法人東京都薬剤師会

写しのとおり、日本薬剤師会より通知がありましたので、貴会会員へのご周知をよろしくお願いいたします。



日薬総発第30号
令和7年2月25日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 原口 亨

カスハラ防止啓発ポスター（会員薬局向け）の配布について（お知らせ）

平素は、本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会ではこの程、薬局・対人業務にて会員の皆様に活用いただくため、カスハラ防止啓発ポスター（以下、本ポスター）を作成いたしました。

昨今、カスタマーハラスメント（カスハラ：顧客等からの著しい迷惑行為）が深刻な社会問題となっており、厚生労働省が令和6年5月に公表した「令和5年度職場のハラスメントに関する実態調査」報告書によると、過去3年間に勤務先でカスハラを経験した労働者の割合は約1割に上ります。医療・介護分野も例外ではなく、薬局での薬剤師等へのカスハラも報告されており、本会が令和6年9月に行った調査では、弁護士や専門窓口に相談したいと思った苦情・クレームが、過去2年間に約3割の薬局で発生していました。

本ポスターは、日薬情報おまとめ便3月号に同梱し、会員薬局宛に1部を発送いたします。併せて本会ホームページに本ポスターデータを掲載いたしました。カスハラ防止における啓発資材としてお役立て下さい。

備考：本ポスターのサイズ、到着予定時期について

サイズはA2版となります。

令和7年3月上旬までに日薬情報おまとめ便に同梱され、
郵送にて到着予定です。

本件問合せ先：日本薬剤師会 総務部 総務課
担当：清澤

TEL:03-5315-0127 FAX:03-3353-6270

E-mail:kaiin@nichiyaku.or.jp

このような言動・行為は
**カスタマーハラスメントに
該当する可能性があります!**



お互いに尊重される社会を目指して

厚生労働省は、カスタマーハラスメント被害の防止対策を強化しています。
行為によっては、傷害罪、強要罪、名誉棄損罪などの犯罪に該当する可能性があります。
東京都カスタマー・ハラスメント防止条例 Q&A より

日本薬剤師会 公式キャラクター

ふぁるみん



公益社団法人

日本薬剤師会

Japan Pharmaceutical Association